

佐賀県内の商業高校における 簿記会計教育の現状と課題

2005年3月

佐賀大学経済学部

地域経済研究センター

佐賀県内の商業高校における簿記会計教育の現状と課題

山下寿文，中島淳，北島直幸

1. はじめに

連結会計，金融商品（時価）会計，退職給付会計等の新会計基準の設定や商法改正（および商法施行規則の制定）に伴い新学習指導要領が施行され，科目名および科目の内容について変更が行われるとともに，簿記の教科書は新会計基準および改正商法に準拠した記述に変更されている。他方，全商の簿記検定試験も教科書にあわせて検定基準が改訂された。しかしながら，全商簿記2級においては，新学習指導要領での変更と新検定範囲にずれが生じており，これまでのように教科書に従った指導では，検定範囲を網羅できない状況となっている。また，新会計基準の導入や商法改正等，これまでの指導内容からの変更があり，授業担当者が若干の混乱をきたしていることは否めない。

さらに，問題を複雑にしているのが他団体の簿記検定試験との関係である。吉野調査官の書かれた『商業科教育法』において，日商簿記検定の合格者数に関する調査結果が示されているように，現在，多くの高校生が全商以外の団体が主催する簿記検定試験に挑戦している。そこでは，税理士試験や公認会計士試験をにらんだ出題があり，新学習指導要領に基づく教科書の記述とは若干隔たりがみられる。つまり，高校程度とされている日商簿記2級検定試験の受験に際してこれまで以上に追加的な学習が必要となっている。

このような新学習指導要領や簿記検定試験への対応とともに配慮しなければならないのは，商業高校卒業生の進路に関連した簿記会計教育の検討である。とくに，新会計基準の制定により簿記会計の内容が複雑かつ高度化する中で，どの範囲まで教育を行う必要があるのか検討しなければならない。また，簿記会計教育を担う教員が新会計基準についてどのように指導を行うか，また教員の指導体制をどのように確立するかを検討する必要に迫られている。

本稿では，新学習指導要領と新検定基準について検討するとともに，新会計基準の理論的背景を辿り，さらに商業高校の簿記会計教育の現状と課題について考察を行う。ただ，キャッシュ・フロー計算書¹，減損会計および企業結合会計は，本稿では取り上げない。

* 本文で使用している略語の正式名称については，本稿の最後に一覧表を示しているので参照されたい。

2. 新学習指導要領と新検定基準

(1) 新学習指導要領での変更点について

① 簿記と会計の区分

株式会社に関する処理が全て「会計」の範囲に移行され，記帳処理の基礎を学習するこ

¹ 新学習指導要領によれば，「会計実務」の(3)情報化と会計のイ．資金に関する情報で「資金の流れに関する情報の重要性や処理及び利用の仕方を扱うこと。」になっている。

とを前提とする「簿記」と「会計」が新学習指導要領では個人企業（記帳技術）と株式会社（財務報告目的）に明確に区分された²（資料1を参照）。

② 歴史的認識

新学習指導要領により、簿記および会計の教科書には簿記の歴史についての記述が追加されている。さらに一部教科書には「会計公準」の記述がみられる³。これらは、簿記が世界の共通言語であり、「簿記は、人知のもっともすばらしい発明（ゲーテ）」と言われるほど優れた学問との認識が学習者の意欲の向上につながるとともに、将来の職業意識の涵養にもなる。ただし、歴史的な内容が検定試験に出題されるとは考えにくく、また「会計公準」が、すべての教科書に記述されているわけではなく、授業でどの程度指導されるのか疑問が残る。しかしながら、新学習指導要領の趣旨を汲めば、歴史的な内容もきちんと指導すべきであろう。

③ 連結会計

今回の改訂で連結財務諸表については、初歩的な内容とし、その作成方法等に関しては「会計実務」に移され、具体的な仕訳や作表に関する内容が削除された。大会社においては商法も連結計算書類の作成を義務づけ、証券取引法対象会社では連結財務諸表が一般的になっており、会計の授業において連結財務諸表に関する基本的な内容はぜひ取り扱うべきで、検定試験に出題されないからという理由で連結に関する内容にふれないわけにはいかないであろう。

(2) 新学習指導要領における改訂点と新検定範囲の齟齬

全商簿記検定も教科書の改訂にあわせ、出題範囲、勘定科目の変更がなされた。その結果、2・3級が2004年1月から、1級についても2005年1月から新基準により検定試験が実施されることになった。また、合格点についても新基準では70点に変更される（資料2参照）。

ただし、新学習指導要領に準拠した簿記の教科書は、株式会社会計を「会計」の範囲としているが、全商簿記検定では、株式会社会計を2級の範囲としている。つまり、2年次に全商簿記検定2級を受験するとして、教科書を前提に授業を進めた場合、「会計」の教科書が必要となる。

3. 新会計基準の検討

(1) 新会計基準とは

近年のめまぐるしい新会計基準の導入では、経済の国際化に伴い国際的な会計基準、主にIASB⁴の作成するIFRS⁵との調和が図られている。

そこでは、経済的意思決定のため、投資者に有用な情報を提供することが目的とされ、財務情報の開示が最優先されている。新会計基準は、企業会計原則に追加する形で公表さ

² 会計とは、簿記の技術から報告目的で発展したものであり完全に2つに区分することはできないが、ここでは教科書上の区分とは別に「会計」を会計基準に準拠して適切に財務情報を開示するための学問ととらえている。

³ 新井益太郎・稲垣富士男『新会計』実教出版,10頁。

⁴ 2001年にIASCを組織改編した。

⁵ IFRSにはIASCが作成したIASが含まれる。

れ、さらに日本公認会計士協会が実務指針⁶および金融商品会計に関する Q&A を公表している。

これを受けて、高校の教科書も金融商品会計基準に関する内容への準拠、退職給付会計基準による勘定科目の変更、また研究開発費会計基準により、試験研究費勘定が削除され、研究開発費勘定が新に加わっている。なお、当初予定されていた税効果会計は、学習指導要領に含まれなかったため、教科書には記述がない。

これらの新会計基準には、従来の取得原価・実現基準では認められなかった時価基準が導入されている。

(2) 新会計基準における会計観

では、なぜこれまで認識不可能とされてきた有価証券等の未実現利益が認識可能となったのか。この点を考えるために、IASB の会計観について考察する。

IASB が制定する IFRS には、会計の憲法ともいえるべき「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」⁷ (以下、IASB フレームワークという) が存在する。概念フレームワーク⁸の特徴には、一般投資家の保護を目的⁹とする「意思決定有用性アプローチ」の採用と、従来の「収益費用アプローチ (revenue and expense view)」から「資産負債アプローチ (asset and liability view)」への会計観の転換¹⁰があげられる。ここでは、従来の取得原価基準から原価と時価が混合した基準へ転換している。資産負債アプローチでは、資産および負債を厳密に定義¹¹した上で資産と負債の差額概念として、持分 (いわゆる資本) が規定されている。その定義に従い資産および負債を認識、測定する。その結果、定義を満たさない資産、負債は貸借対照表への計上が認められない。逆に、従来簿外資産および簿外負債となっていた金融商品等が認識可能となった。

また、取得原価・実現主義において認められなかった評価益¹²の計上が可能となった背景に

⁶ 実務指針の公表について、現在日本公認会計士協会に代わり (財) 財務会計基準機構・企業会計基準委員会がその役割を果たしている。企業会計基準委員会は、民間常設の企業会計基準設定主体として、2001年に設立された。

⁷ IASC, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement, 1989*. (日本公認会計士協会訳『国際会計基準書 2001』同文館, 2001年)。なお、引用は、日本公認会計士協会訳による。

⁸ FASB によれば、概念フレームワークとは「首尾一貫した会計基準を導き出すと考えられ、かつ、財務会計および財務諸表の本質、機能および限界を規定する、相互に関連する基本目的ならびに根本原理の整合的な体系である」(FASB, *SFAC No. 2, Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [改訳新版]』中央経済社, 1994年, 47頁)と定義されている。なお、これは米国において1970年代から1980年代前半に形成された概念であり、FASB が現在 SFAC 第7号まで公表している。カナダ、英国、オーストラリア等多くの国が類似した概念フレームワークを有している。日本では、2004年7月2日に企業会計基準委員会より討議資料「財務会計の概念フレームワーク」が公表されている。

⁹ 一般投資家の保護を目的とする会計基準の形成は、1929年のニューヨーク証券市場における株価の大暴落に端を発し、その後 AICPA および AAA を中心として会計基準論が活発に展開され (新井清光編著『企業会計原則の形成と展開』中央経済社, 1989年, 56頁)、さらに FASB に引き継がれている。これらの研究の中で、特に『基礎的会計理論』(*A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 1966)以降、「資産負債アプローチ」の基礎となる研究が行われた。

¹⁰ しかし、資産負債アプローチと収益費用アプローチは対立する概念ではなく、「相互に補完的な関係」であるという見解もある。企業会計基準委員会の斉藤静樹委員長は、この立場を採る。

¹¹ IASB フレームワークによれば、財政状態の測定に直接関係する構成要素は、資産、負債および持分である。(a) 資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源を言う。(b) 負債とは、過去の事象から発生した特定の企業の現在の義務であり、これを履行するためには経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものを言う。(c) 持分とは、特定の企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権である (par. 49)。

¹² 終戦当時の商法では (財産目録および) 貸借対照表に記載する財産の評価について時価以下で評価することが一般原則で定められていた (商法第34条1項)。取引所の相場のある有価証券には決算期前1ヶ月の平均価格以下で評価 (商法第285条・昭和13年商法改正で追加) されていた。昭和37年の商法改正および昭和38年制定の計算書類規則では、資産の評価については、原則として時価以下主義に代えて取得原価主義によることとなった (安藤英義「貸借対照表」『企業会計』第51巻第1号, 1999年, 120頁)。

は、次のような会計思考の転換があった。

日本の会計基準は、企業会計原則等に見られるように取得原価主義が会計の基本となっており、金融資産の評価損益計上は「一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能である」¹³として実現可能性（実現基準の拡大）をその論拠としていると考えられる¹⁴。

この実現可能性について、IASB フレームワークは次のように述べる。収益として認識する項目が「信頼性をもって測定でき、かつ十分な確実性」(par. 93)を有している場合、実現の認識が可能である。また実現可能価額とは、「資産を売却することによって現時点で得ることができるであろう現金又は現金投下物の金額」(par. 100(c))である。つまり、売買目的有価証券は市場における時価が付されており、その測定の信頼性を有するとともに、売買可能な市場があり売却できる確実性を有すると考えられるため、評価益の計上が可能となる。

ただ、実現可能性をもとに計上された利益が配当除外項目とされたり、さらにその他有価証券の評価差額が損益計算から除外され資本直入される等、資本概念が曖昧なものとなっている。

4. 新会計基準の導入に関する指導上の考察

(1) 手形の割引に関する処理

手形の割引に関する会計処理は、従来法律的な解釈にもとづき、手形を担保とする借入行為だとする説にたっていた。そこでは担保に供された手形は、資産の減少とは捉えられておらず日数相応の利息（割引料）の発生を認識するとともに、評価勘定を用いた記帳が指導されてきた。

これに対し、新会計基準では、法形式よりも経済的実質を優先し、資産の売却として処理される（金融商品会計基準二. 二. 1）。金融資産の消滅の認識要件¹⁵を満たしていると解釈されるためである。さらに、消滅した資産の帳簿価額とその対価としての受払額との差額は当期の損益として処理（金融商品会計基準二. 二. 3）される。この差額について実務指針 136 は、「割引による入金額又は裏書による決済額から保証債務の時価相当額を差し引いた譲渡金額から、譲渡原価である帳簿価額を差し引いた額を手形売却損益として処理する。」と規定しており、ここでの手形売却損は従来の割引料とは性格が異なっている¹⁶。そのため授業でも資産の消滅を表す〔手形売却損〕勘定を用いた指導が望ましいと考える。

手形売却損＝割引（裏書）による決済額－保証債務時価相当額－帳簿価格

¹³ 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（1999年1月22日）

¹⁴ 指導上は、貨幣性資産を根拠として時価評価の正当性を示すことも可能とは思われるが、有価証券が貨幣性資産であるか費用性資産であるかについては一部議論が分かれる。

¹⁵ 金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。（金融商品会計基準二. 二. 1）

金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。

(1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
(2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
(3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

¹⁶ しかしながら、実務指針の設例における保証債務時価評価額の控除について不明瞭である。この場合〔保証債務費用〕と割引料を手形売却損で処理するのであれば割引料との勘定の性格に違いを見いだすことはできても、設例における手形売却損は実際的に割引料を示すにすぎない。

具体的な処理について、新課程の教科書は新基準にしたがい〔割引料〕勘定を使用せず〔手形売却損〕勘定で処理している。

(2) 偶発債務に関する処理

さらに、割引および裏書手形について、保証債務の計上を求めている。先に示した実務指針 136 によれば「割引手形及び裏書譲渡手形については、原則として新たに生じた二次的責任である保証債務を時価評価して認識する」と規定している。つまり上記の処理とともに偶発債務を時価評価することが求められる。ここでの時価評価額について教科書ではふれられていないが、通常一般債権¹⁷であるとみなされる場合、貸倒実績率法（資料 3 を参照）による¹⁸。この会計処理に対して、全商は「保証債務の時価計上については、学問的にも実務的にも定着しているとは言えず、現段階では範囲外」¹⁹としている。

しかし、教科書や問題集でも保証債務の時価評価が取り扱われており、新たな負債が認識されなければ偶発債務の記録を説明できないため、授業で指導することが必要と考える。

「今日の資産・負債アプローチの流れからして手形売却損の方がよい」²⁰と考えるのであれば、負債の発生を認識しなければ、一貫性がない。

なお、市販および専門学校教科書では、実務指針の設例にしたがいさらに貸倒引当金の戻し入れが示されている（資料 4 を参照）。

(3) 有価証券に関する処理

① 教科書における有価証券の分類と評価基準

有価証券の分類および貸借対照表上の区分は、次のとおりである。

保有目的	内 容		勘定科目	区分	
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券		有価証券	流動資産	
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債、その他の債券	1年以内に満期到来 1年を超えて満期到来			投資有価証券
子会社株式	企業を支配・統制する目的で保有する株式		子会社株式		
関連会社株式	他企業への影響力を行使する目的で保有する株式		関連会社株式		
その他有価証券	上記以外の有価証券	1年以内に満期到来の債券	有価証券	流動資産	
			投資有価証券	投資等	

（注） 投資等は、商法施行規則の改正により投資その他の資産になった。

このように、保有目的による区分を示したのは、金融商品会計基準の分類に沿ったものである。しかしながら、勘定科目については従来の勘定科目を使用している。

流動資産としての有価証券の評価基準と評価差額の処理は、次のとおりである。

¹⁷ 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（金融商品会計基準四．一．1.）

¹⁸ 一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。（金融商品会計基準四．二．1.）

¹⁹ 粕谷和生「簿記実務検定の改正点とそのポイント」『じっきょう商業教育資料』号外、2頁。

²⁰ 同論文、3頁。

流動資産としての有価証券	評価基準	評価差額の処理	
売買目的有価証券	時価基準	評価益は有価証券評価益勘定に計上	当期の営業外収益として処理
		評価損は有価証券評価損勘定に計上	当期の営業外費用として処理
満期保有目的の債券（1年以内に満期到来）	原価基準 または 償却原価法	取得原価によって評価するので評価差額は生じない	
その他の有価証券（1年以内に満期到来の債券）	時価基準	資本の部に計上する。	

投資有価証券の評価基準と評価差額の処理は、次のとおりである。

投資有価証券	評価基準	評価差額の処理
1年を超えて満期が到来する満期保有目的の債券	原価基準または償却原価法	評価差額は生じない
他有価証券	時価基準	資本の部に計上する

子会社株式・関連会社株式の評価基準と評価差額の処理は、次のとおりである。

子会社などへの投資	評価基準	時価などが著しく下落した場合の処理		
子会社株式 関連会社株式	原価基準	市場価格がある場合	時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価で評価しなければならない。	評価差額は当期の特別損失として計上する。
		市場価格がない場合	発行会社の財政状態の悪化により実質価額（1株当たりの純資産額）が著しく低下したときは、実質価額によって評価する。	

（出所）新井益太郎・稲垣富士夫『新会計』実教出版，66, 68, 105頁。

教科書では以上のような記述がある。そこで時価評価，償却原価法を中心に検討する。

② 売買目的有価証券の評価

有価証券の記帳処理について教科書では、「売買目的で有価証券を取得したとき、その取得原価で有価証券勘定の借方に記入する。」²¹として、従来どおり〔有価証券〕勘定での処理を求めている

有価証券の処理については、教科書では評価益を計上する処理が新に加わっている。教科書では売買目的有価証券を「市場の値上がりを期待し、いつでも売却できる公債・社債・株式などの有価証券」と説明している。金融商品会計基準では、売買目的有価証券とは「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券」と定義され、実現可能性（実現概念の拡大）を根拠とし、評価益を計上している。さらに、時価をもって貸

²¹新井清光・加古宣士『高校簿記』実教出版，126頁。

借対照表価額とし、評価差額について「当期の損益として処理」(金融商品会計基準三.二.1)される。

ただし、商法の規定では、評価差益部分に配当制限が設けられ(第124条)、売買目的の有価証券の評価により実現利益とみなされた額が利益配当における控除額となり、前述の説明が甚だ不明瞭なものとなる。

時価評価を導入する背景としては様々な理由があげられるが、その1つとして、従来の会計基準に対する信頼の低下をあげることができる。例えば、これまで決算上の利益を増やす手段として有価証券を売却し時価で買い戻すいわゆる「益出し」により評価益を計上する方法が採られていた。これにより、決算書に示される利益の信頼性は著しく損なわれた。そこで企業の財政状態や経営成績の実態をより正しく開示するために有価証券全般について時価評価を行うことが求められた。さらには有価証券や複合金融商品等の金融商品が企業財務に占める割合が高くなったため、これらを適切に評価・開示することが重要となったことが時価評価の要因といえよう。なお、市販および専門学校のテキストでは保有目的である[売買目的有価証券]を勘定科目として使用している。

③ 満期保有目的債券

教科書は、満期保有目的債券を[投資有価証券]勘定で処理することを求めている。満期保有目的の債権の期末評価は、取得原価により評価する。ただし、その取得原価と額面金額(債券金額)との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法によって評価することとなる。償却原価とは、債券を「債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額が主に金利の調整部分に該当するときに、これを弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得原価に加減した後の価額」(実務指針57(3))である。償却原価法は、有価証券利息をその期間にわたって期間配分する方法で、原則として利息法による処理が求められているが、継続適用を条件として簡便法である定額法を採用することもできる。(実務指針70, 274)

なお、市販および専門学校のテキストでは[満期保有目的債券]を勘定科目として使用している。

④ その他有価証券

その他有価証券は、教科書では[投資有価証券]勘定で処理される。さらに時価により評価し、評価差額の合計額は資本の部に有価証券評価差額として計上する(全部資本直入法)。この場合の評価差額は、[有価証券評価差額]勘定で処理する。また、評価益を資本の部に計上し、評価損を特別損失に計上する(部分資本直入法)ことも認められている。

⑤ 子会社株式・関連会社株式の期末評価

子会社および関連会社については、それぞれ、「子会社株式」「関連会社株式」勘定で処理する。財務諸表上は、両者は関連会社株式として表示されるが、学習上区分がなされている。また、子会社の定義について、商法も実質支配力基準の概念を導入したため、連結財務諸表等規則との整合性が図られている。

評価については、取得原価によるが、市場価格のあるものについては強制評価減の適用が求められる。市場価格がない場合、実質価額が著しく低下すれば、評価損を計上する。この場合評価によって生じた評価損は[子会社株式評価損]勘定で処理される。

⑥ 勘定科目の使用について

金融商品会計では実務指針において有価証券の分類を示しており、これは前述の教科書が示すとおりのことである。しかしながら、実務指針は、設例において、これらの保有目的をそのまま勘定科目として使用している。ただし、実務指針の設例における勘定科目の名称については「便宜的に例示したものであり、計算書類規則、財務諸表等規則に従い、取引の実態に即して決定すべき」（金融商品会計に関する Q&A Q65）としている。しかし、市販および専門学校のテキストはほとんどが実務指針の設例で示された勘定科目を使用している。この点は、できるだけ早く勘定科目等の使用についての権威ある見解が示されることが望まれる。

(4) 繰延資産の会計処理

① 日本における繰延資産

IFRS では資産負債アプローチという会計観にもとづき会計基準を設定している。しかしながら、資産負債アプローチがいかなる会計観であるかについては、必ずしも明確ではない。

そこで、資産負債アプローチと収益費用アプローチの基本的な相違²²と両アプローチによる繰延費用（資産）の処理を取り上げ、両アプローチの相違を明らかにする。その際、収益費用アプローチ、つまり日本における損益法による会計処理と IFRS における処理との比較を行い、そこでの会計処理の相違から資産負債アプローチの特徴を明らかにする。

企業会計原則は、「すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用」で、「その効果が及ぶ期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。」（注解 15）と規定している。

企業会計原則は、繰延資産が資産として計上される根拠をその効果が将来の期間に及ぶ点に求める。そして、それを合理的に期間配分することにより費用と収益を対応させ、適正な期間損益計算を行う。

つまり、繰延資産は、適正な期間損益計算からの要請により資産として計上されるもので、計算擬制的資産にすぎず、換金性もなく、また法律上の権利でもなく、実体を伴わない資産である。このように繰延資産は、「期間損益計算の産物であるから、財産計算の見地からはとうてい資産性を認めることができない。」²³のである。

このような繰延資産が商法において資産計上された経緯は、次のとおりである。

まず、1938 年商法改正で、創業費、社債差額、および建設利息が繰延資産と認められた。1950 年商法改正で新株発行費が追加され、さらに 1962 年商法改正で、開業費・試験研究費および社債発行費が認められた。

創業費は、1938 年以前は交換価値を有せず、財産ではないと解されていたが、建設利息は資産の部に計上できると解され²⁴、社債発行差金、創立費さらに新株発行費について資産計上を

²² 『討議資料』では「収益費用アプローチの支持者たちは、1 期間における収益と費用の良好もしくは適切な対応を得るために、資産負債アプローチの支持者たちが拒否するようなある種の項目を、通常、財政状態表ないし貸借対照表に積極的に記載しようとする。・・・（中略）・・・繰延費用及び繰延収益・引当金は、企業の経済的資源でもなければ、他の実体に資源を引き渡す企業の義務でもないが、それらを資産・負債と呼ぶか呼ばないかは別にして、資産負債アプローチと収益費用アプローチの主たる基本的相違の 1 つ」（FASB, *Discussion Memorandum, An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement*, December 1976, par. 51, 津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997 年, 60-61 頁）としている。

²³ 武田隆二『最新財務諸表論第 4 版』中央経済社, 1991 年, 306 頁。

²⁴ 弥永真生『商法計算規定と企業会計』中央経済社, 2000 年, 147 頁。

認められた理由は、「政策的配慮に基づくものである」と解されていた。

1962年に開業費、開発費・試験研究費、社債発行費用について資産計上が認められたのは、「企業会計原則との調和を図るためであり、費用と収益を対応せしめ、期間損益を計算することができる道を開いた」²⁵もので、当時から期間損益計算のために資産として計上するものの、財産（資産）とはみなされていなかった。このことは、商法が開業費、試験研究費および開発費を配当可能利益計算に際し、一定の条件の下で純資産からの控除項目としてきたことから明らかである。

② 試験研究費の削除

研究開発費会計基準は、研究開発費を資産処理でなく費用処理とした。その背景には、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転換があることを認識しなければ、その処理を理解し得ない。

商法施行規則における繰延資産のうち、開発費、試験研究費は、改正により研究費および開発費に変更された。教科書上は財務諸表等規則が示す7項目となった。さらに、従来「簿記」の教科書の範囲であった[創立費・開業費・新株発行費]に関する内容は、「会計」の範囲となった。なお、全商簿記検定では新たに研究開発費勘定（費用）が追加された。

研究開発費会計基準では、「研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究」、開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という。）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう」（研究開発費会計基準一. 1）と定義されている。さらに会計処理について、「研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない」（研究開発費会計基準三.）と規定された。

これまでの、試験研究費・開発費と研究開発費との関係を整理すると、まず、商法で規定される新製品又は新技術の研究（従来試験研究費）と新技術の採用（従来開発費）が新会計基準に従い研究開発費として費用処理されることになった。これにより、新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓といった項目は従来どおり開発費で処理されるものと考えられる。

	従来の取扱い	今日の取扱い
新製品又は新技術の研究	試験研究費	研究開発費
新技術の採用	開発費	研究開発費
新経営組織の採用	開発費	開発費
資源の開発	開発費	開発費
市場の開拓	開発費	開発費

この研究開発費会計基準は、IAS第38号「無形資産」²⁶に準じた内容となっている。IAS第38号では、日本で繰延処理される創立費・開業費（開業準備費用）についても資産の定義を満たさないことを理由に研究開発費同様、発生時に費用として処理することを求めている（par.57）。資産負債アプローチを採るIFRSでは、擬制資産項目を資産の定義で厳密に規

²⁵ 同書, 148頁。

²⁶ IASB, IAS38, *Intangible Assets*, March 2004. なお、引用は、日本公認会計士協会訳による。

定し、資産計上を制限している²⁷。

③社債発行差金

IAS 第 23 号「借入費用」²⁸は、借入費用を「企業の資金の借入に関連して発生する利息及びその費用」(par. 4) と定義し、借入費用として「社債の割引額又はプレミアムの償却額」(par. 5(b)) を示している。これらの費用は、原則として費用として処理することが求められ (par. 9), 一定の基準を満たした場合に認められる資産化要件を満たさないものと考えられる。

これに対して、日本では、「社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を資産又は負債として計上し、償還期に至るまで每期一定の方法で償却」(金融商品基準三. 五) しなければならない。さらに、当該差額の処理方法は、償却原価法を適用する。償却原価法にもとづく会計処理は、有価証券の取得者側の規定が準用される²⁹。そこでは償却原価法を「債権又は債券を債権金額又は債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法」(金融商品会計基準注解(注 5)) とする。なお、この場合の加減額は、[受取利息]勘定に含めて処理することとなる。

このように、取得者側が取得価額で記録を行えば、同一取引である社債の発行者側は、発行価額で社債を計上することになる。しかし、日本では当該差額が利息であるという立場を採りながら、額面金額と発行価額との差額を額面金額と相殺せずに両建処理(当該処理を「繰延償却法」という)するとともに、発行差額を[社債発行差金]勘定で資産計上する。

これは、商法が社債発行差金を繰延資産とし規定していることから、定額法による償却しか認めていないと解釈され、強行法規である商法を優先したことによる。ただし、社債発行差金の償却費はあくまで利息の修正であり「社債利息に加減して処理」(実務指針 303) することが求められている。

日本では、会計理論上未払利息説が有力であるが³⁰、企業会計原則および商法の規定において資産性が認められており³¹、資産計上することが原則処理とされてきた³²。

これら、社債に関する表示の問題に関連して社債発行差額の性格について検討を行う。しかしながら、社債発行差金は資産負債アプローチにより費用処理が確定する以前から理論的には未払利息と考えられていた。これを確認するため、定義思考による会計思考が萌

²⁷ しかしながら、米国では、創立費・創立準備費および開業準備費について、SFAC6 号において資産性を認める見解と認めない見解があるが、1998 年に AICPA の会計基準執行委員会 (AcSEC) の参考意見書 (Statement of Position) 98-5 『スタートアップ活動の原価に関する報告』により、実務上費用処理することが確定している。

²⁸ IASC, IAS23, *Borrowing Costs*, January 1995. なお、引用は、日本公認会計士協会訳による。なお、借入費用が将来企業に経済的便益をもたらすことが確実であり、かつ、原価を信頼を持って測定可能であるときに、そのような借入費用は資産の取得原価の一部として資産化される (par. 12)

²⁹ 「償却原価法による処理は、負債に計上された社債にも準用する」(実務指針 126)

³⁰ 「社債発行差金の性格について、一般的には、未払利息説(後払利息説)が日本における会計学上の定説にと捉えてよいといえよう。なお、『資金調達費』とみる考え方もあるが、この考えを採ると社債発行差金と社債発行費とは同質のものとなされ、したがって現行会計制度上、両者が区別されていることは合理的でない」と解釈される」(新井清光『財務会計論第 4 版』中央経済社、1985 年、114 頁)。

³¹ 将来における利息の支払を減少させる効果が認められるとして、従来から資産性が認められていた。

³² これは連続意見書五で社債発行差金を繰延資産と定義したものの、実際には繰延資産とは考えられていないにもかかわらず、現在でも商法が前払利息説の立場に立っている。これは「社債を券面額で勘定に記録し、かつ表示する点は同じであるため伝統的な実務慣行を共に是認」(新井、前掲書、113 頁) してきたためである。

芽する以前³³の会計理論で確認する。

米国 A. A. A. 『会社報告諸表会計原則試案』(1936 年)では、社債発行差額について「或負債の総額がそれから入金した正味手取額を超える部分は、満期の際に支払われるべき利息額を表わす。そして貸借対照表においてはこのような利息の中で未だ見越していない部分はその負債額面から差引として示すべきである。」³⁴として、券面額から割引額を差し引いた金額を負債額として表示するよう規定している。つまり、当初の負債額は実際に受け取った金額であり、差額は払い戻された額ではなくこれを負債に加算していかなければならない見越予定利子額だということである。それゆえ、発行割引を繰延資産としてではなく、社債額面からの控除として示し、これによって、実質的負債額を明示しようとするものである。また、『会社会計基準序説』は、「発行社債の割引は満期の際に支払われるはずの未来利子を示す借方項目であり、そして貸借対照表ではこのようなものとして、資産としてではなく、負債の額面または満期額に対する対照(控除)項目(contra)として報告されるべき」³⁵と述べている。ただし、この場合の表示方法については、2つの解釈が可能であろう。1つは社債を正味入金額で負債計上する方法であり、2つは負債の額面金額から対照勘定により控除して表示を行う方法である。

前者では、社債の発行価額と額面金額の差額を次のように処理する。

(借) 社 債 利 息 ××× (貸) 社 債 ×××

後者では、社債の発行価額と額面金額の差額を次のように処理する。

(借) 社 債 利 息 ××× (貸) 社 債 発 行 差 金 ×××
(社債の評価勘定)

つまり、社債発行差金が利息であるとの立場からは、[社債発行差金償却]勘定で処理する余地はないといえよう。

なお、SFAC 第 6 号³⁶では、社債発行差金について、概念的には「社債発行差金は負債の評価である一すなわち、関連する負債の券面額または満期額からの控除である。」(par.236)としている。

前述のように実務指針 303 では、社債発行差金の償却額を社債利息として処理する。

この点について、教科書では従来どおり[社債発行差金償却]勘定での処理を示している。日本における繰延資産としての取扱いとの関連から、実務指針が示す[社債利息]勘定での処理は、生徒にとってかなり理論的な理解が必要とされる。

ただし、社債の買入償還については教科書により若干取扱いが異なっている。一部教科書³⁷では従来どおりの処理を例示し、欄外に社債発行差金償却と社債償還益の相殺による処理を示している³⁸。これに対して、新井益太郎・稲垣富士男『新会計』実教出版、36 頁で

³³ 一般的には、定義思考による新たな会計思考の萌芽として取り上げられるのは 1957 年「会社財務諸表会計および報諸基準」(*Accounting And Reporting Standards For Corporate Financial Statements, 1957 Revision*, 中島省吾訳編『増訂 A. A. 会計原則』中央経済社, 1967 年)であるため、ここでは、それ以前の会計理論を検討している。

³⁴ 中島省吾, 同訳書, 90 頁, 同 注 21。

³⁵ William A. Paton & A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards, American Accounting Association, 1940*, p. 39. (中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店, 1958 年, 65 頁。)

³⁶ FASB, SFAC 6, *Elements of Financial Statements 1985*. 平松・広瀬, 前訳書, 395 頁。

³⁷ 醍醐聰『会計』一橋出版, 2004 年, 23 頁。

³⁸ ただし、現在の会計基準さらに従来からの日本の会計処理に準じたとしても、相殺表示という見解については疑問が残る。

は、次のように社債償還損益の計算式を示している。

$$\text{社債償還損益} = \text{社債額面金額} - \text{買入価額} - \text{社債発行差金}$$

この処理は、評価勘定説による基本的な処理である。実務指針でも発行差額は減少仕訳が例示されており、これと同様の記述と理解される。しかし、授業においてこれまで繰延資産の原則処理を示した上で社債発行差金の減少仕訳について、利息説・評価勘定説の解説とともに授業を行ってきたため、生徒にとっては若干理解しづらい内容であったことを考えると、減少仕訳による指導は合理性がある。また、教科書が使用する「臨時に償却した」という表現はこれまでも使用されていたが³⁹、今回の未経過利息相当分を減少させる仕訳において、「償却」を用いるのは違和感が残る。

これらの点から、授業では社債発行差金の償却は〔社債発行差金償却〕勘定で処理し、発展的に〔社債利息〕勘定による表示を理解させ、その上で、社債の買入償還における未経過利息部分の減少仕訳を指導することが望ましいと考えられる。ただし、商法上、繰延資産の項目については、その資産性を念頭においた上で指導すべきであろう。

(5) 退職給付会計

「退職給付会計基準」⁴⁰の公表により、従来の退職給与引当金勘定が退職給付引当金勘定に改訂された。

高校の教科書では、従来から退職給与金の金額の算定について具体的な計算は求められておらず、新しい教科書においても同様の取り扱いを行っている。そのため、指導上は勘定科目の変更として捉えるだけでよい。

(従来の仕訳)

(借) 退職給与金 ××× (貸) 退職給与引当金 ×××

(新基準による仕訳)

(借) 退職給付費用 ××× (貸) 退職給付引当金 ×××

ここでは、従来の退職給与引当金会計と退職給付会計を簡単に整理する。まず、日本における退職金制度は、退職一時金と企業年金を併用した制度が一般的であった。当初は一時金だけの企業がほとんどであったが、昭和40年代に多くの企業が企業年金を導入した。新会計基準導入以前は、退職一時金の計上は税法規定との関係で当期末自己都合退職金要支給額の40%しか積み立てがなされておらず、実質的な積立不足が生じていた。また、選択適用により比較が困難であった。

次に、企業年金部分については、一般にその掛金を企業が金融機関や保険会社等に積み立て、従業員が退職した後に、年金の積み立て資金から給付され、会計上は、毎期の積立額をその期の費用として処理されていた。しかし、実際には株価の低迷等により年金部分が隠れ債務となっていた⁴¹。そこで新会計基準では、一時金が積立(引当)処理、企業年金部分が費用処理という会計処理を改め、将来の退職給付見積額を積立方法・給付形態にかかわらず、統一して年金負債として計上することを求めている。ここでの年金負債(退職給付債務)は、将来の退職給付額の割引現在価値により計算される。特に従来の現価方

³⁹ 参考とした専門学校のテキストにおいて当該差額について「償却」という表現はなされていない。

⁴⁰ 退職給付会計基準は大企業を対象としたもので、中小企業には簡便法が認められている。

⁴¹ そこで多くの企業が2000年4月の退職給付会計の導入を前に、債務部分のオンバランス化を回避するために、年金制度の見直しや積立不足額の補てんを行った。

式と異なり個々の従業員毎に年金数理計算により算定されるため、割引率の設定により大きくその積立額が異なることとなる。

5. 商法改正に伴う処理の変更

(1) 商法および関連法規の改正

新会計基準の相次ぐ導入により、商法規定と多くの齟齬が生じた。これらの調整のため、商法は大幅に改正された。商法改正は、新会計基準との調和を求めるのみならず、企業統治の実効性の確保、高度情報化への対応、企業の資金調達手段の改善、企業活動の国際化のため行われた。さらに、近い将来「会社法」の改訂も行われる予定である。

最近の改正には、「自己株式の取得、額面株式の廃止、利益準備金規制の緩和等に関する平成 13 年法律第 79 号」(2001 年 6 月 29 日公布, 同 10 月 1 日施行)「新株発行規制の見直し、議決権制限株式の発行、新株予約件等に関する平成 13 年法律第 128 号」(2001 年 11 月 28 日公布, 2002 年 4 月 1 日施行)「取締役の責任軽減措置、監査役の地位の強化等に関する平成 13 年法律第 149 号」(2001 年 12 月 12 日公布, 2002 年 5 月 1 日施行)「重要財産委員会制度、委員会等設置会社制度導入等に関する平成 14 年法律第 44 号」⁴²(2002 年 5 月 29 日公布, 2003 年 4 月 1 日施行) 等がある。

さらに、「商法施行規則」(資料 5 を参照)が「計算書類規則」に代わり制定された。なお、商法施行規則の最終改正(2004 年 3 月 30 日)により、当期利益が当期純利益、投資等が投資その他の資産に変更され、企業会計原則の表示項目と統一された。

これらの改正に対し、企業会計基準委員会から企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」および企業会計基準適用し新第 3 号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」が公表されている。これらの会計基準および適用指針は原則 2002 年 4 月 1 日以降適用されている。

また、以上の改正に対して、財務諸表の表示方法を会計基準に整合させることを主な内容とする、財務諸表等規則(中間財務諸表等規則、連結財務諸表等規則および中間連結財務諸表等規則)の改正が 2002 年 3 月 26 日に行われた。

(2) 資本の部の表示

従来から、商法と財務諸表等規則では、貸借対照表の資本の部の表示が異なっていたが、商法では以下のように改正された。

全商簿記検定試験では、資本の分の表示については当面、資本の部をすべて記入した形で出題するとしており直接的な影響は少ない。

ここでは、簿記学習上の問題点として、資本直入の問題を検討する。まず、前述のその他有価証券の評価差額は、損益計算から除外され直接資本へ計上することを求めている(全部資本直入法の場合)。表示項目は、商法施行規則では「株式等評価差額金」となるのに対して、財務諸表等規則では「その他有価証券差額金」となる。資本に直入される項目

⁴² 大会社についての連結計算書類の導入、実質的支配力基準による連結子会社の概念の導入(商法特例法第 1 条の 2 第 4 項)が含まれる。

としては、他に土地再評価差額がある。これは銀行に対するバーゼル合意（BIS規制）による自己資本比率⁴³の問題への早急な対応のため、1998年3月、議員立法として施行された「土地再評価法」にもとづくものである。これは土地を時価で評価して、再評価益を貸借対照表上に資本として計上することを認める法律で、1998年3月期に再評価を実施した銀行の数は過半数を超えた。その後1999年3月に改正され、再評価の実施期限を延長して再評価益の60%を「資本として」計上できるようにして、資本計上した3分の2を上限として自己株式の取得消去をできるようになった。その結果「土地再評価差額」が損益計算から除外され、直接資本の増加項目となった。これは資本の増加が損益勘定からの振り替えにより生じる⁴⁴とする簿記のしくみから逸脱した会計処理である。

従来の表示		改正後の商法施行規則の表示
商 法	財務諸表等規則	
I 資本金	I 資本金	I 資本金
II 法定準備金	II 資本準備金	II 資本剰余金
1. 資本準備金	III 利益準備金	1. 資本準備金
2. 利益準備金	IV その他の剰余金	2. その他の資本剰余金
III 剰余金	1. 任意積立金	資本準備金減少差益
1. 任意積立金	2. 当期末処分利益	自己株式処分差益
2. 当期末処分利益		III 利益剰余金
		1. 利益準備金
		2. 任意積立金
		3. 当期末処分利益
		IV 土地再評価差額金
		V 株式等評価差額金
		VI 自己株式払込金又は自己株式申込証拠金
		VII 自己株式

土地再評価法の場合はあくまで時限立法かつ政策的な問題であったが、今回のその他有価証券の評価差額の処理は会計上の問題を資本直入で無理やり解決したものであり、時価評価による差額の性格について明瞭性を欠いている。

(3) 利益準備金の積立額

旧商法は、資本金の4分の1に達するまで、毎決算期に利益の処分として支出する金額の10分の1以上を積み立てなければならないとしていたが、改正後は、資本準備金の額と併せて資本の4分の1まで積み立てることとなり、法定準備金の取崩の順序についても規定が削除された。

⁴³ 貸出残高、保有する有価証券などの総資産に占める、資本金や引当金などの内部資金の割合で、銀行の経営体力を示す指標。比率が高いほど経営健全性が高い。主要国の中央銀行などが共同出資して設立された国際決済銀行（BIS）の下部機関であるバーゼル銀行監督委員会が1988年、国際業務を行う民間銀行に必要な自己資本比率を8%以上とする統一規制を策定。国内業務に特化している銀行の場合は最低4%が基準。下回ると金融当局は早期は正措置などを発動する。

⁴⁴ 通常このような損益勘定における利益計算と資本の増加の関係をクリーンサープラスと呼ぶ。

商法改正で、法定準備金のうち資本の1/4を超える金額について、資本の欠損てん補もしくは資本の組入れへの制限、資本の欠損てん補の際の資本準備金より利益準備金を優先して取り崩すこと等の制限が撤廃された。これにより新たな法定準備金の使途としては、持株比率に応じた株主への分配、自己株式の買受等が考えられる。しかし、資本準備金の大半は、株式の発行価額中、資本に組み入れなかった払込剰余金であり、この取崩額や減資差益を配当可能な利益に組み入れるというのは、企業会計上資本・損益取引区分の原則に反し、大きな問題である。

(4) 株式の無額面化

株式会社の発行する株式には従来額面株式と無額面株式があったが、商法改正で額面株式がなくなりすべて無額面株式となった。これは、株式の時価発行が認められる前において額面金額が資本金額を表わしていたが、時価発行により額面金額が実質的な意味を失っていたことと、株式分割後の1株当たりの純資産額が5万円以上という規制の撤廃が経済界から求められたことによる。

例えば、優良ベンチャー企業において、高株価ながら1株当たりの純資産額が小さいために、株式分割をして株価を引き下げて株式の流通を促進させようとしても、この純資産額規制のためにできなかった。

しかし、この純資産額規制を撤廃されれば、従来、会社設立時に、1株当たりの純資産額5万円以上を求めても、設立後、自由に株式分割が可能となると、設立時の規制が無意味になってしまう。つまり、株式分割の際の純資産額規制を撤廃するのであれば、設立時の株式単位規制も撤廃するのが合理的との判断になる。

さらに、設立時から額面5万円未満の株式が認められれば、券面額は意味がなくなる。券面額の存在意義は、券面額が株式の発行価額の最低限を画し、次いで、株金総額が資本の最低限を画する、という2点にあったが、設立時から5万円未満の券面額を認めると、額面株式の必要性もなくなる。株式単位をいくら小さくしてもよいということになると、従来の単位株制度も廃止せざるを得なくなる。

このように株式分割の純資産額規制の見直しから始まった検討課題は、株式の単位規制全体の見直しを行うこととなった⁴⁵。

6. 日商簿記検定試験2級における新会計基準

(1) 貸倒引当金繰入額と取崩額の相殺表示

日商簿記検定試験において、貸倒引当金戻入は、貸倒引当金繰入と相殺表示を求めるようになった。これは、実務指針⁴⁶に従った処理である。従来から実務では一般的に行われていた処理であり、実務においては特に問題はない。この処理を考える場合、従来の日本の会計処理と英米の処理の基本的な考え方の違いを踏まえる必要がある。

日本では、特別損益という区分が設けられており、ここには臨時損益および前期損益修正が

⁴⁵ 商法に関する解説は <http://homepage3.nifty.com/k-896g/index.html> を参考にした。

⁴⁶ 当事業年度末における貸倒引当金のうち直接償却により債権額と相殺した後の不要となった残額があるときは、これを取り崩さなければならない。ただし、当該取崩額はこれを当期繰入額と相殺し、繰入額の方が多い場合にはその差額を繰入額算定の基礎となった対象債権の割合等合理的な按分基準によって販売費（対象債権が営業上の取引に基づく債権である場合）又は営業外費用（対象債権が営業外の取引に基づく債権である場合）に計上するものとする。また、取崩額の方が大きい場合には、その取崩差額を原則として特別利益に計上する。（金融商品会計実務指針125）

記載されることになっている。しかし、英米においては特別損益という項目はなく、これに相当する区分として異常損益 (Extraordinary Items) がある。IAS 第8号「会計方針、会計見積りの変更および誤謬」⁴⁷は、異常損益を「企業の経常的活動とは明確に区分され、反復的に又は定期的に発生すると見込まれない事象又は取引から発生する収益又は費用」(par.6)と定義し、さらに「期間純損益の算定に含められるほとんどすべての収益及び費用項目は、企業の経常的活動の課程から生ずるものと認められる。したがって、異常損益項目として扱わなければならない事象又は取引はごく希である。」(par.12)と述べている。そのため、日本の会計基準では特別損益に分類される前期損益修正や固定資産の売却損益や投資有価証券の売却損益等は異常損益とはならず、経営者の管理能力外の経済事象、例えば天災地変や外国政府の政変等による海外子会社の接收等しか異常損益となり得ない⁴⁸。

前期損益修正について、白鳥氏は、「日本でいう前期損益修正項目は、すべて過年度の見積もり計算の修正である。この修正という言葉を重ねる会計処理が日本の会計基準の根本にある。そこでは、見積もり計算は現代会計の必須条件という根本的なことが忘れ去られている。・・・(中略)・・・決算時に行われた合理的な見積もりを翌会計年度になって修正し、特別損益とするのは、過去の決算はこれ(修正額)だけ間違っていました、と自主的に公言するのと等しい。現代の会計制度では、決算時の見積もりが合理的であることを公認会計士の監査によっても保証される仕組みにもなっている。通常、後年度になってから見積もりの訂正が必要となるのは、その見積もりに誤りがあったからではなく、見積もりした時点以降の経済環境の変化に起因する要素の方が大きい。これは見積もりを新しくするという意味だから、訂正とか修正という言葉自体が良くないのだ。決算日後の経済環境の変化によるデータのアップトゥデートなら、データの新規分は環境が変化した会計年度が負担すべきということになる。」⁴⁹と指摘されている。

このような会計的思考の違いは随所にみられる。日本において発達してきた会計理論と新会計基準として取り入れられている会計処理では、明らかにその基礎とする会計思考が異なっている。その違いを無視して、これまでの処理方法の正当性を論ずることはできない。しかしながら、授業、特に見積り計算に限定すれば、白鳥氏が指摘するようにその発生時点(時間軸)の問題と捉え、期間損益計算における認識時点の変更と考えれば、どちらの考え方も現状の会計思考でも十分に理解しうる。そこで、授業では基本を従来から会計処理におき指導することが適当と考えられる。

(2) 手形の更改(書換)

手形の更改に係わる仕訳について教科書は従来どおりの仕訳を示しているが、専門学校等の教科書においては、利息部分(支払利息)について[手形償還損]勘定を用いた処理を例示している。

(借) 支 払 手 形 ××× 手 形 償 還 損 ×××	(貸) 支 払 手 形 ×××
--	----------------------------

⁴⁷ IASC, IAS8, *Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates*, December 2003. なお、引用は、日本公認会計士協会訳による。

⁴⁸ 白鳥栄一『国際会計基準』日経BP社、1998年、86頁。

⁴⁹ 同書、88-89頁。

この仕訳は、実務指針等に示されていないため、直接専門学校への問い合わせを行った。その結果「手形自体が、金融商品扱いになっているところから〔手形償還損〕扱いでテキスト構成がなされており、また、逆の場合は、〔手形償還益〕扱いをするわけではなく「従って、〔支払利息〕〔受取利息〕での処理は十分認められる。」との回答であった。学習上、会計士の実務における会計処理に準拠した記述とのことである。

ここでの処理は、あくまで実務に従ったにすぎず、金融商品会計基準の立場を明確に示すものと考えられるが、〔手形償還損〕という勘定を使用する明確な論拠を見出すことはできない。もし、金融商品会計基準へ準拠するために使用するのであれば、相手方の仕訳においても、適切な科目を使用しなければならないと考えられる。

高校の教科書では、従来どおり〔支払利息〕〔受取利息〕で記述されている。授業であえて〔手形償還損〕勘定を使用する必要性はない。日商簿記検定試験を受験する生徒については、他の勘定の相違同様、単に勘定の標記上の違いとして指導すれば十分である。

(3) 勘定科目の名称

日商簿記検定では、〔手形償還損〕の場合と同様に勘定科目の名称を実務指針に従って用いている。例えば、〔売買目的有価証券〕勘定、〔満期保有目的債券〕勘定および〔その他有価証券〕勘定がある。これらは、簿記の教科書では、〔有価証券〕勘定および〔投資有価証券〕勘定で表示されている。様々な勘定科目の使用は、学習者を混乱させるので統一化が望ましいが、現実には困難である。日本簿記学会の2002年度・2003年度簿記教育研究部会「勘定科目に関する研究」（部会長・新田忠誓）が『勘定科目表』を公表したが、多種多様で統一にはほど遠い内容であった。よって、日商簿記検定受験者には、様々な呼称があることを納得させるしかない。

7. おわりに—商業高校における簿記会計教育の現状と課題

佐賀の県立商業高校は、単独校5校、家政科と併設された実業高校1校および商業校校から学科改編で総合学科となった1校がある。さらに、現在単独商業高校のうち2校が農業系の高校との合併により総合選択性の高校へ改編される予定である。

学校によっては、商業科の他に、情報処理科（佐賀商業、鹿島実業、伊万里商業、鳥栖商業）、国際経済科（佐賀商業）、流通経済科（鳥栖商業）、会計科（唐津商業）の学科を有している。

S商業高校は、明治40年創立で、間もなく100年を迎え、卒業生も22,000人を数える。現在、商業科はさらに専門進学コース、簿記会計コース、流通ビジネスコース、経営情報コースに分れる。商業科における簿記関連科目の履修状況は、次のとおりである。

	専門進学コース	簿記会計コース	流通ビジネスコース	経営情報コース
1年	簿記 6単位	簿記 5単位		
2年	会計 3単位・原価計算 3単位	簿記 2単位・会計 4単 位・原価計算 3単位		簿記 3単位
3年		選択科目(会計 3単位)・(会計実務 3単位)・(原価計算 3単位)		

各コースでの2年時点での達成度は、専門進学コースが日商簿記2級、簿記会計コースが全商1級、流通ビジネスコースおよび経営情報コースが全商2級となっている。

S商業高校の卒業生の進路状況と就職業種を平成元年、平成6年および平成11年の5年ごとで見ると次のとおりである。

○進路状況

	就職	進学				その他	計
		大学	短大	専修学校	計		
平成06年度	286	28	20	51	99	13	398
	71.9%	7.0%	5.0%	12.8%	24.9%	3.3%	100.0%
平成11年度	241	25	22	44	91	21	353
	68.3%	7.1%	6.2%	12.5%	25.8%	5.9%	100.0%
平成16年度	134	53	30	78	161	17	312
	42.9%	17.0%	9.6%	25.0%	51.6%	5.4%	100.0%

○業種

	建設業	製造業	電気ガス業	運輸通信業	卸小売業	金融保険業	サービス業	公務	その他	計
平成06年度	13	62	4	7	90	13	82	12	3	286
	4.5%	21.7%	1.4%	2.4%	31.5%	4.5%	28.7%	4.2%	1.0%	100.0%
平成11年度	10	60	6	9	63	11	72	9	1	241
	4.1%	24.9%	2.5%	3.7%	26.1%	4.6%	29.9%	3.7%	0.4%	100.0%
平成16年度	4	37	0	8	44	5	33	3	0	134
	3.0%	27.6%	0.0%	6.0%	32.8%	3.7%	24.6%	2.2%	0.0%	100.0%

(注)各年度、上段(人数)、下段(割合)。

進路状況は、就職と進学が平成16年に逆転している。つまり、進学が就職を上回っている。進学の内訳は、短大が横ばいで、大学が平成16年には2倍になり、専門学校が約1.8倍で、大学への進学が目立っている。ただ、絶対数を見ると、専門学校への進学が根強い。それは、税理士等の職業会計人を目指すというような専門知識の修得という目的もあるだろうが、最近の就職難から、就職予備軍として専門学校への進学を選択する生徒が多いと考えられる。就職者の業種の内訳は、公共事業の削減による建設不況を反映して建設業、電気ガス業、金融保険業および公務員が減少傾向(割合)を示している。その原因は、建設業は公共事業の削減による建設不況の影響、公務員は財政難による採用抑制、電気ガス業は事業の特殊性によるものと考えられる。金融保険業は、不況による採用抑制とともに、大手銀行では高卒の採用取り止めが影響している。また、佐賀市周辺の産業構造を反映して卸小売業の就職者の割合が多いが、職種として販売員が考えられ、いわゆる一般事務(経理を含む)としての採用は減少しているものと考えられる(製造業における職種はこの表では十分把握できない)。

従来、商業高校における簿記会計教育は企業経営（個人商店）や経理事務の担い手の育成を目的としてきたにも係らず、最近の卒業生の進路において進学が就職を上回り、就職した際の職種が必ずしも一般経理事務とは限らないという状況に鑑み、簿記会計教育の有り方について再考することが必要となる。その内容は、次の3点である。

第1は、簿記会計教育と卒業生の進路との関連である。大学進学者（経済および経営等の学部）の場合、大学における簿記会計教育との連動が考えられる。最近の大学における簿記会計教育では、本稿で取り上げた連結会計、時価会計および退職給付会計等の他減損会計および企業結合会計等広範囲にわたる内容について、人的にも物理的にも到底学部教育では消化できず、一部は大学院（とくに会計専門職大学院）で教育せざるをえない状況となっている。つまり、簿記会計のプロフェッショナルを育成するためには、大学院までの教育が必須となっている。このような状況のもとでは、商業高校での簿記会計教育は基礎を重点的に行われるべきで、簿記検定でいえば日商簿記2級（全商では会計1級および工業簿記1級）のレベルまで到達できれば良いと考える。大学に進学する場合は、簿記会計だけでなく英語等の基礎教育も必要である。最近、人材コンサルティング会社に就職相談を訪れる人に、コンサルタントが決まって尋ねる質問が「あなたは、英語とパソコンと（国際）会計ができますか？」だそうである。このことは、経済のグローバル化のもとで、会計の分野でも英文会計が必須となっていることを示している。

専門学校進学者の場合、将来職業会計人を目指すのであれば、さらに会計実務等により連結会計等の新会計基準について基本的な知識を習得するのが望ましいであろう。ただ、就職のために経理系の専門学校に進学する場合は、大学進学者の場合と同様に基礎を重点に教育する必要がある。

事務系の就職者の場合は、日商簿記2級（全商では会計1級および工業簿記1級）のレベルまで基礎を重点的に習得させるべきである。加えて、会計実務等により連結会計等の新会計基準について基本的な知識を習得すれば申し分ない。なお、事務系以外の就職者であっても、仕事のみならず生活をしていく上で簿記会計の知識は必要である。そこで、全商の簿記2級までの知識の習得は、欠かせないであろう。

以上のように、商業高校では進路の多様化に沿った簿記会計の教育が必要となるが、あくまでも商業高校の簿記会計教育は、基礎教育を重点的に行うべきである。

第2は、簿記教育と簿記検定試験との関連である。簿記教育と簿記検定試験に関連して、一部に簿記教育が簿記検定試験のための教育になっているという批判もあるが、簿記教育の学習達成度を測り、生徒のモチベーションを高めるためには、簿記検定試験は一定の効果がある。ただ、本論のはじめに述べたように「簿記の歴史についての記述」のように簿記を考える上で重要と考えられるにもかかわらず、簿記検定試験に出題されないから教えないというのでは、問題がある。簿記検定試験に関連して問題となるのは、出題される勘定科目である。幸いにも教科書や全商の検定試験においては勘定科目の使用については、一定の秩序がみられるが、本論で述べたように市販のテキストや他団体が現状のまま推移すれば、次の教科書改訂までに、乖離はさらに深まると予想される。簿記会計の授業が実務に追従することや、簿記検定試験にのみ比重を高めることは好ましくないが、現状を考えた場合、高校の指導者に対して、より多くの情報の提供が必要である。

第3は、商業高校の簿記会計教育を担う教員に関連して、新会計基準について従来の知識では説明できないことが非常に多いにもかかわらず、それに十分対応できていないことである。とくに、本論で述べたように会計の国際化の中で、わが国の新会計基準は、IASBや米国の会計基準の影響を受けている。それらの会計基準を理解するためには、それらの設定の背景となる会計観（収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換）や会計基準を理解する必要がある。このためには、会計基準等の研究が可能な組織作りが必要である。しかし、現状において、本県商業教育では、これらの点に関して、統一的な研究や具体的な指導方法について取り組みがなされていない。教師が自費で専門学校に通っているような状況さえ見受けられる。専門教育への認識を確立するためにも、教師の専門性を高めるための具体的な支援体制、組織の確立が望まれる。

山下寿文（佐賀大学経済学部教授）

中島 淳（佐賀商業高校教諭，佐賀大学経済学研究科修士課程修了）

北島直幸（佐賀商業高校教諭，佐賀大学経済学研究科修士課程修了）

○本文で使用した略語一覧表

F A S B	Financial Accounting Standards Board	財務会計基準審議会
I A S	International Accounting Standard	国際会計基準
I A S B	International Accounting Standards Bard	国際会計基準審議会
I A S C	International Accounting Standards Committee	国際会計基準委員会
I F R S	International Financial Reporting Standard	国際財務報告基準
S F A C	Statements of Financial Accounting Concepts	財務会計概念基準書
財 務 諸 表 等 規 則	財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則	
計 算 書 類 規 則	株式会社の貸借対照表，損益計算書，営業報告書及び附属明細書に関する規則	
中 間 財 務 諸 表 等 規 則	中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則	
連 結 財 務 諸 表 等 規 則	連結財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則	
中 間 連 結 財 務 諸 表 等 規 則	中間連結財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則	
金 融 商 品 会 計 基 準	金融商品に係る会計基準	
退 職 給 付 会 計 基 準	退職給付に係る会計基準	
研 究 開 発 費 会 計 基 準	研究開発費等に係る会計基準	
実 務 指 針	金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第4号）	

【資料1】 新学習指導要領における改訂点

「会計の国際化やコンピュータ化に対応するため、ビジネスの諸活動を計数的に表現する簿記会計に関する基礎的な知識と技術を理解させるとともに、会計の国際化に代表される会計制度の変更やコンピュータ化の現状について学習する分野である。」（吉野弘一『商業科教育法』実教出版，113頁。）

(1) 名称の変更

①工業簿記から原価計算

原価計算および簿記に関する基本事項の習得と原価計算から得られる情報を活用する能力と態度を育成するため、科目の名称を「原価計算」に変更した。

②税務会計から会計実務

所得税の内容を削減し、国際化、情報化等の進展による会計基準の変更等、実務に対応した知識と技術を習得させるため、科目の名称を「会計実務」に変更した。また、企業のグループ化と会計、国際化と会計および情報化と会計に関する新しい内容を取り入れた。

(2) 内容の変更

①簿記

- ・簿記を学ぶことの必要性を認識させるために、簿記の歴史についての内容（同書，120頁）が新に入っている。
- ・株式会社の会計に関する内容は「会計」に移動している。
- ・コンピュータを利用した会計に関する内容は「会計実務」に移行

②会計

- ・会計の特質を理解させ、会計を学ぶことの必要性を認識させるために、会計の歴史についての内容が加わっている。
- ・連結財務諸表については、初歩的な内容とし、その作成方法等に関しては「会計実務」に移行している。

【資料2】 全商検定における主要な変更点

1. 新しい出題範囲による検定は，2，3級は平成16年1月より，1級会計，原価計算を平成17年度1月より実施される。以下，出題範囲の変更を採りあげる。なお，合格点についても新検定試験では70点に変更される。

(1) 3級商業簿記

①固定資産の取引

- ・固定資産の売却を追加

②税金の取引

- ・「印紙税」の追加（なお，事業税は個人企業において取り扱いは従来どおりである。）

③帳簿と伝票

- ・移動平均法（1級会計）を追加，貸借仕訳伝票の削除

*その他，範囲表内での移動が一部ある

追加勘定科目	印紙税・固定資産売却損・固定資産売却益・商品券・手形売却損
削除勘定科目	諸預金・通知預金・割引料（別解可・財務諸表規則に例示あり・教科書脚注）

(2) 2級商業簿記

①荷為替

- ・荷為替に () 書きでついていた (普通売買のみ) という条件を削除

②利益処分

- ・株式会社の取引「損益処分」→「利益処分・損失処理」へ表現の変更

追加勘定科目	未払社債・有価証券評価益
削除勘定科目	未達現金・未達商品

(3) 1級会計

①手形の取引

- ・「手形の偶発債務 (評価勘定のみ)」は全て削除

②繰延資産

- ・「試験研究費」削除 (ただし、「研究開発費」勘定を勘定科目表に追加)

③退職給付

- ・「退職給与引当金」を削除し新に「退職給付引当金」勘定を追加

④商法計算書類規則

- ・「商法計算書類規則」を「商法施行規則」に変更

⑤財務諸表分析

- ・「財務諸表分析」を「財務諸表の活用」に変更
- ・「連結財務諸表」の追加 (ただし、上記のとおり連結財務諸表については、作成等が「会計実務」に移されているため、出題されない。)

追加勘定科目	研究開発費・構築物減価償却累計額
削除勘定科目	裏書手形・割引手形・試験研究費・試験研究費償却

*資本の部については、解答欄を印刷

*商法施行規則は強行法規であるため、同規則に基づく貸借対照表と損益計算書を出題

(4) 工業簿記 (詳細省略)

- ①標準原価計算ならびに直接原価計算を明記

【資料3】貸倒見積高の算定方法

(1) 各債権の貸倒見積高算定方法

貸倒見積高の算定方法は、債権区分毎に以下のようになっています。

債権の区分	貸倒見積高の算定方法
一般債権	貸倒実績率法
貸倒懸念債権	財務内容評価法又は、キャッシュフロー見積法
破産更生債権	財務内容評価法

(2) 貸倒見積高算定方法の説明

以下では、上記にある各算定方法の具体的内容について、説明していきます。

1. 貸倒実績率法(一般債権の貸倒見積高算定方法)

貸倒実績率法とは、債権について、債権全体又は同種・同類の債権ごとに過去の貸倒実績率等の合理的な

基準により、貸倒見積高を算定する方法です。

貸倒実績率法によると、以下のような算式によって貸倒見積高が求められます。

貸倒見積高 = 貸借対照表価額 × 貸倒実績率等(*1)

- (*1) 貸倒実績率 = 算定期間内(*2)に発生した貸倒損失額(*3) ÷ ある期における債権残高
 なお、当期末に保有する債権について適用する貸倒実績率を算定するに当たっては、当期を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の2～3算定期間に係る貸倒実績率の平均値による。
- (*2) 算定期間は、一般的には債権の平均回収期間が妥当。ただし、当該期間が1年を下回る場合には、1年とする。
- (*3) 貸倒損失額 = 個別引当額（貸倒引当金繰入額） + 直接償却額 + 債権放棄額

（説例）

	T-5期	T-4期	T-3期	T-2期	T-1期	T期
債権元本残高	8,000	7,800	8,200	8,400	9,000	9,500
貸倒損失額	0	5	6	10	12	10

債権の平均回収期間が3年のケースのT期の貸倒実績率

$$\left(\frac{5+6+10}{8,000} + \frac{6+10+12}{7,800} + \frac{10+12+10}{8,200} \right) \div 3(\text{年}) = 0.34\%$$

債権の平均回収期間が1年のケースのT期の貸倒実績率

$$\left(\frac{10}{8,200} + \frac{12}{8,400} + \frac{10}{9,000} \right) \div 3(\text{年}) = 0.13\%$$

朝日監査法人 http://www.asahiaudit.or.jp/b_info/ps/kouza/kinyu_kiso_04.html

【資料4】手形割引をしたとき（金融商品会計基準に準拠）

×2年3月末に受取手形1,100,000、貸倒引当金11,000を計上した。この手形を×2年4月10日に、割引料66,000円（割引率、年利6%前払）を控除され、銀行で1,034,000円にて割り引いた。割引時における保証債務（受取手形遡及義務）の時価相当額は、貸倒実績率に基づき11,000円（額面の1%）と評価された。この受取手形は手形満期日に無事決済されたものとする。

（単位：円）

時 点	仕		訳	
X2年4月10日 (割引時点)	現金預金	1,034,000	受取手形	1,100,000
	手形売却損	66,000		
	貸倒引当金	11,000	貸倒引当金戻入	11,000
	保証債務費用 (又は手形売却損)	11,000	保証債務	11,000
X2年6月10日 (手形満期日)	保証債務	11,000	保証債務取崩益	11,000

朝日監査法人 http://www.asahiaudit.or.jp/b_info/ps/kouza/kinyu_kiso_04.html

上記の仕訳は「金融商品会計に関する実務指針」に準拠した仕訳です。裏書義務（保証債務）は

原則として時価評価額を計上することとされていますが、実務上は貸倒実績率に基づいて当該債権に対して設定されている貸倒引当金相当額にて計上することになります。なお、この場合、同額の貸倒引当金が取り崩されます。

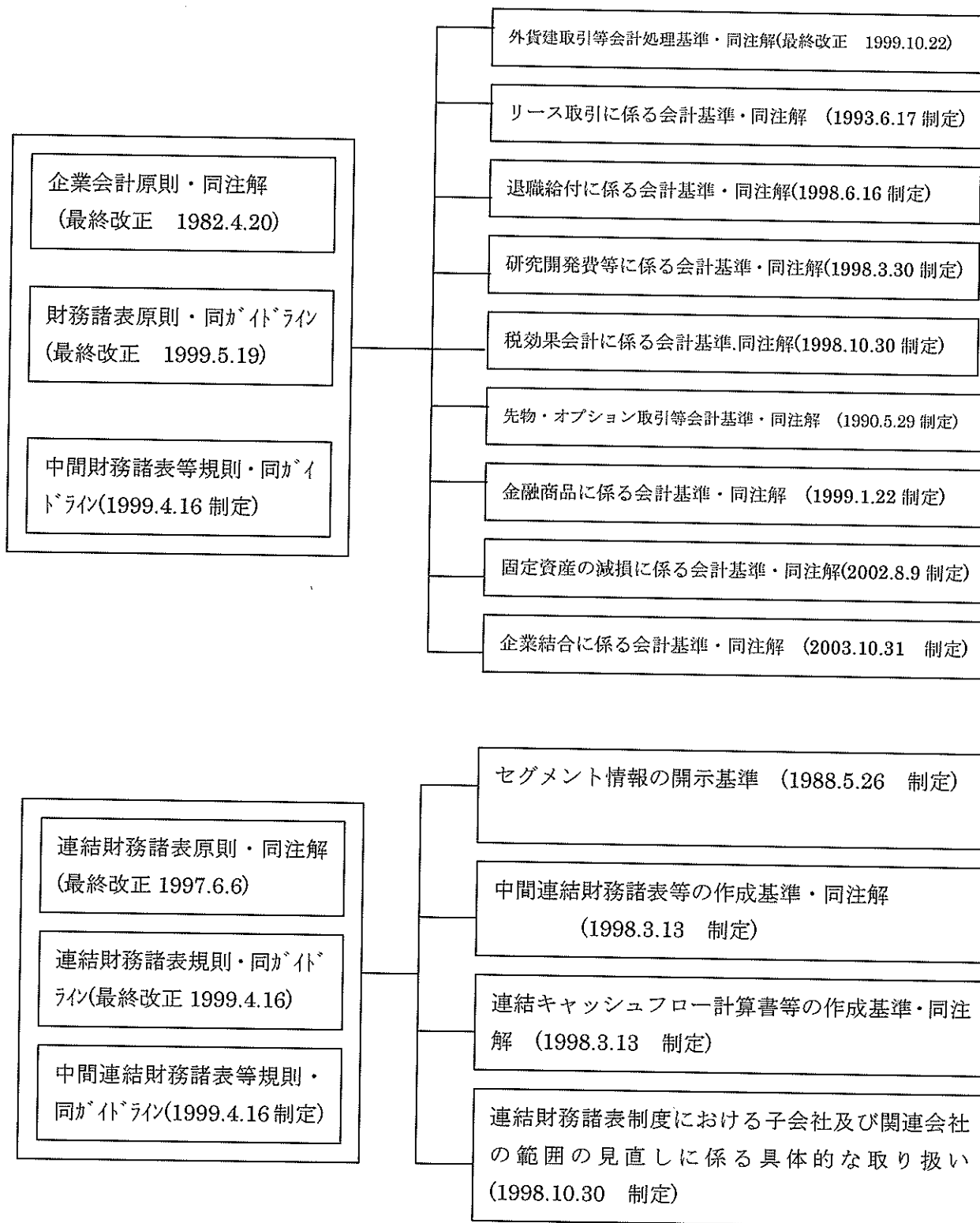
〔関連法規〕 「金融商品会計に関する実務指針」 136 項， 設例 16

【資料 5】 商法施行規則

事項		内容	相当する現行の規定
第 1 章	総則	—	—
第 2 章	「電磁的記録等」関係	会社関係書類の電子化	—
第 3 章	「株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等」関係	監査役を選任に関して監査役会の議案提出権の新設等	「大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則」
第 4 章	「商法第 281 条第 1 項の貸借対照表等の記載方法等」関係	貸借対照表の資本の部の表示方法の変更等	「株式会社の貸借対照表，損益計算書，営業報告書及び附属明細書に関する規則」及び「株式会社の貸借対照表，損益計算書，営業報告書及び附属明細書に関する規則の特例に関する省令」
第 5 章	「大会社の監査報告書」関係	電磁的記録により監査報告書を作成する場合の電子署名	「大会社の監査報告書に関する規則」

http://www.chuoaooyama.or.jp/webcan/topics/020405_0201.html

〔参考資料1〕 わが国における会計基準の体系



〔参考資料 2〕 新旧教科書比較

旧教科書	新教科書
<p>手形の割引</p> <p>・・・これを手形の割引という。この場合、<u>割り引いた日から支払期日までの利息（これを割引料という）が手形金額から差し引かれ、残額が手取金として当座預金に入金される。</u></p> <p>手形を割り引いたときは、手形債権が消滅するから、受取手形勘定の貸し方に記入し、割引料は割引料勘定（費用の勘定）の借方に記入する。</p> <p>(借) 割引料 1,490 (貸) 受取手形 200,000 当座預金 198,510</p> <p>新井清光『高校簿記新訂版』実教出版, 2000年, 111頁。</p>	<p>手形の割引</p> <p>・・・これを手形の割引という。この場合、割り引いた日から支払期日までの利息に相当する割引料を差し引いた残額を、手取金として当座預金勘定の借方に記入する。<u>手形の割引も相手方へ手形を売却したことになり、手取金と手形金額との差額は手形売却損勘定^②（費用の勘定）の借方に記入する。</u></p> <p>手形を割り引いたときは、手形債権が消滅するから、受取手形勘定の貸し方に記入する。</p> <p>②割引料勘定で処理してもよい。</p> <p>(借) 手形売却損 1,490 (貸) 受取手形 200,000 当座預金 198,510</p> <p>新井清光・加古宜士『高校簿記』実教出版, 2004年, 114、115頁</p>
<p>手形の偶発債務</p> <p>・・・その手形が不渡りになったときに、手形の譲渡人からの償還請求に応じる義務が生じる。この将来生じるおそれのある債務を偶発債務という。偶発債務の記帳は、評価勘定を用いる方法と対照勘定を用いる方法とがある。</p> <p>(1) 評価勘定を用いる方法</p> <p>(ア) 手形を裏書譲渡した場合</p> <p>①・・・受取手形の評価勘定である裏書手形勘定の貸し方に記入して、偶発債務を示しておく。・・・</p> <p>(借) 仕入 300,000 (貸) 裏書手形 250,000 買掛金 50,000</p> <p>(イ) 対照勘定を用いる方法</p> <p>新井益太郎・稲垣富士男『新簿記 [2] 新訂版』2001年, 121, 122頁。</p>	<p>手形の保証債務</p> <p>・・・その手形が不渡りになったときに、手形の支払人に代わって、手形代金を支払わなければならない。これを手形の遡及義務という。</p> <p>手形の遡及義務は、手形債権者である支払人による支払いができない場合に、その支払いを代わって行うので保証債務である。</p> <p>したがって、手形の裏書または割り引きをしたときは、保証債務勘定という新たな負債が発生することになり、これを時価で評価して計上する。</p> <p>(2) 裏書譲渡した手形の保証債務に関する基本仕訳</p> <p>裏書譲渡した手形の保証債務については、保証債務勘定（負債の勘定）と保証債務費用（費用の勘定）を用いて、また、裏書譲渡した手形が決済されたり、不渡りとなったときは、保証債務取崩益（収益の勘定）を用いて、たとえば、次のように仕訳する。</p> <p>(借) 仕入 ×× (貸) 受取手形 ×× 保証債務費用 ×× 保証債務 ××</p> <p>決済されたとき</p> <p>(借) 保証債務 ×× (貸) 保証債務取崩益 ××</p> <p>不渡り</p> <p>(借) 不渡手形 ×× (貸) 当座預金 ×× 保証債務 ×× 保証債務取崩益 ××</p> <p>(3) 割り引いた手形の遡及義務に関する仕訳</p> <p>割り引いた手形の遡及義務についても裏書譲渡の場合と同じように仕訳する。</p>

(借) 手形売却損 ×× (貸) 受取手形 ××
 当座預金 ××
 保証債務費用 ×× 保証債務 ××

決済されたとき

(借) 保証債務 ×× (貸) 保証債務取崩益 ××

不渡り

(借) 不渡手形 ×× (貸) 当座預金 ××
 保証債務 ×× 保証債務取崩益 ××

新井益太郎・稲垣富士男『新簿記』2004年, 246,247頁

第8章株式会社特有の取引に関する記帳

1.株式会社の設立

(2) 額面株式・無額面株式

株式には、1株の額面金額が記載されている額面株式と、額面金額が記載されていない無額面株式とがある。

商法によれば、会社設立時に発行する額面株式の1株の額面金額、および無額面株式の1株の発行価額は、いずれも¥50,000以上と定められている。

額面株式は、額面金額以上の価額で発行することはできるが、額面金額より低い価額で発行することはできない。

無額面株式は、設立後の発行価額については特に制限はない。

(4) 創立費とは

2.株式会社の開業

(1) 開業費とは

3.増資

(2) 株式払込剰余金とは

・・・しかし、額面株式を額面金額以上で発行した場合には、額面金額をこえる部分で、発行価額の1/2以内の金額は資本金に組み入れないことができる。また、無額面株式を新たに発行する場合も、発行価額の1/2以内の金額を資本金に組み入れないことができる。この資本金に組み入れない部分を株式払い込み剰余金という。

新井益太郎・稲垣富士男『新簿記 [2] 新訂版』2001年, 121,122頁。

第2章株式会社会計の基礎

【脚注】平成13年の商法改正により、この区分が廃止され、すべて額面金額の記載のない株式となった。

3.設立の記帳

(2) 創立費に関する記帳

4.開業の記帳

5.増資の記帳

(1) 資本金・株式剰余金に関する記帳

・・・が原則である。しかし、発行価額の1/2以内の金額は資本金に組み入れないことができる。この資本金に組み入れない部分を株式払込剰余金とい・・・

新井益太郎・稲垣富士男『新簿記』2004年, 13・19頁。

4.純利益の処分と純損失の処理

(2) 純利益の処分

(1) 利益準備金

株式会社は、資本金の 1/4 に達するまで、毎決算期に、利益処分として支出する金額（金銭配当額および役員賞与金など）の 1/10 以上を積み立てなければならない。

(2) 株主配当金

・・・株主配当金といい、未払株主配当金（負債の勘定）・・・

(3) 任意積立金

新築積立金・配当平均積立金・減債積立金・・・別途積立金・・・

新井益太郎・稲垣富士男『新簿記 [2] 新訂版』2001 年, 93-95 頁。

第 9 章株式会社特有の取引に関する記帳 その 2

1 社債

[4] 社債の償還に関する記帳のルール

(3) 買入償還

社債を償還期日前に、証券市場から市場価格（時価）で買入れて償還する方法である。

社債	××	当座預金	××
		社債償還益	××
社債発行差金償却	××	社債発行差金	××

第 6 章 繰延資産

第 3 章株式会社の会計の基礎

2.利益の処分

(1) 利益準備金

株式会社は、商法の規定により、資本準備金の額とあわせて資本金の 1/4 に達するまで、毎決算期に、利益処分として支出する金額（金銭配当額および役員賞与金など）の 1/10 以上を積み立てなければならない。

(2) 株主配当金

・・・株主配当金といい、未払配当金（負債の勘定）・・・

(3) 任意積立金

新築積立金や・・・別途積立金・・・

新井益太郎・稲垣富士男『新簿記』2004 年, 25-26 頁。

第 9 章 資本

2. 利益準備金

商法は毎決算期に利益の処分として会社から支出する金額（株式配当金および役員賞与金など）の 1/10 以上を、また、中間配当金においては金銭の分配額の 1/10 を、資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の 1/4 に達するまで、利益準備金として積み立てるよう定めている。

利益準備金は、資本準備金と同様に欠損のてん補または資本金への組み入れの目的で取り崩すことができる。なお、資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の 1/4 の額を超過していればその超過額を限度として、取り崩すこともできる。

新井清光・加古宜士『高校簿記』実教出版, 2004 年, 126 頁。

第 4 章株式会社の会計の基礎

(4) 社債の償還の記帳

[3] 買入償還

社債を償還期日前に、証券市場から市場価格（時価）で買入れて償還する方法である。

買入償還した社債の額面金額－買入価額－

買入償還した社債に対する社債発行差金
＝社債償還益または社債償還損

社債	××	当座預金	××
		社債発行差金	××
		社債償還益	××

第 11 章 経常損益と特別損益

3. 試験研究費

新製品または新技術の研究のために特別に支出した費用である。

たとえば、新エネルギー資源の研究のために特別に支出した費用などである。試験研究のための必要であっても、企業が現在生産している製品や採用している製造技術を改良するために、経常的に支出しているものは含まない。

新井清光『高校簿記新訂版』実教出版、2000年、62頁。

第6編 決算（その2）

4. 有価証券の評価

一時所有の目的で取得した有価証券で、決算のときに、その市場価値（時価）が帳簿価値より低い場合は、帳簿価値を時価まで引き下げることができる。この場合に生じる帳簿価値と時価との差額は有価証券評価損となる。なお、時価が帳簿価値より高いときは、帳簿価値で評価し、評価益は計上しない。

新井益太郎・稲垣富士男『新簿記[2]新訂版』2001年、212頁。

第5章 固定資産

4. 投資等

2. 営業費用

②販売費および一般管理費

研究開発費は、新しい知識の発見または新しい製品についての計画や設計などに関する活動から生じる支出額である。この支出額は、研究開発費（費用の勘定）で処理する。

新井清光・加古宣士『高校簿記』実教出版、2004年、153頁。

第24章 決算

3. 有価証券の評価

したがって、決算日にその市場価格（時価）が、帳簿価値より低い場合は、帳簿価値を時価まで引き下げなければならぬ。また、その市場価格（時価）が帳簿価値より高い場合は、帳簿価値を時価まで引き上げなければならない。この場合に生じる帳簿価値と時価との差額は、それぞれ有価証券評価損・有価証券評価益となる。

新井益太郎・稲垣富士男『新簿記』2004年、216頁。

第6章 固定資産

4. 投資等

市場価格のある其他有価証券については、時価によって評価し、取得価値との評価差額の合計額は資本の部に計上する。なお、評価差額は有価証券評価差額勘定（資本）に計上する[※]。※時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する方法もある。

例)

1. 長期保有目的として、名古屋商事株式会社の株式 ¥500,000 を小切手を振り出して購入した。

(借) 投資有価証券 500,000 (貸) 当座預金 500,000

2. 決算日における名古屋商事株式会社の株式の時価は ¥650,000 である (決算年1回 3月31日)

(借) 投資有価証券 150,000 (貸) 有価証券評価差額 150,000
報告式貸借対照表には、資本の部の「その他の有価証券評価差額金」に記入する。

ただし、時価がいちじるしく下落したときは、回復すると認められる場合を除いて、時価で評価する。この場合の評価差額は、当期の損失として処理する。

新井益太郎・稲垣富士男『新簿記』2004年、104頁

(注)「商法施行規則」の最終改正により、「投資等」は「投資その他の資産」となり、「企業会計原則」等と同様になった。